

参議院電気通信委員会會議録第十七号

昭和二十七年四月十八日(金曜日)午後一時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 恭一君
理事 山田 節男君
委員 寺尾 豊君
新谷實三郎君
稻垣平太郎君
水橋 藤作君

政府委員

電波監理委員 網島 毅君
電波監理局長 野村 義男君
法規經濟部長 山下知二郎君
電氣通信省 電氣通信監

事務局側

常任委員 後藤 隆吉君
常任委員 柏原 榮一君
常任委員 山田 節男君
常任委員 寺尾 豊君

本日の會議に付した事件
○工場抵当法及び飲業抵当法の一部を改正する法律案の修正について法務委員会に申入れの件

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の

実施に伴う電波法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木恭一君) 只今より委員會を開会いたします。議題に入ります前にお諮りしたいことがございす。先般日本民間放送連盟の会長足立正氏から放送事業設備の担保規定に関する陳情がございました。或いは委員の各位のところにも要望があつたかと思つてございす。陳情の内容は、結論から申しますと、民間放送事業の財政的基礎の安定を図ることが必要でありますので、放送事業設備を最も有効且つ適宜の方法で担保となし得る規定を至急制定してもらいたい、配意してもらいたいというのであります。放送事業の財政的基礎を確立するといふことの必要なことは、これは申し上げるまでもないことでありまして、日本放送協会は放送法によりまして放送債券の発行の規定もありません。この点の配慮がされておるのであります。が、民間放送事業につきましては、こういう保証もなく抵当権設定などにつきましては一般民法の規定しておるだけにどうもお困りなものであります。若し放送所とか、演奏所とか、その他の設備など放送事業が有機的に一体をなして構成しておる施設、これを一括して財団とすることができれば、言葉を変えて申しますと、工場財団として一個の不動産として認められるようにできますならばこれによつて資金の獲得も非常に円滑に行くでしょう

し、事業運営の上にも有利になるのではないかと申すのであります。そこで仮に今申したような措置をとるならば、工場抵当法の修正をいたすことが一番適當な措置ではないかと思つております。この修正も第一條の第二項に電氣ガスが工場とみなされておることに對して、これに放送を附加すれば足りるのではないかと思われ。この問題は実は當委員會の所管外の事項ではあります。丁度今法務委員會に工場抵当法の一部改正の案件が付託されておるのであります。そこで皆さんの御賛成が頂きますならば、法務委員會に對して電氣通信委員會から工場抵当法の一部改正案の修正を要望いたしたかどうか、かように考えたいと思つてございす。皆様の御意見を伺いたいと思ひます。

○新谷實三郎君 これはもう申すまでもないと思つて、ですから民間放送事業がやつと昨年の暮からですね、スタートして今日漸く軌道に乗つたのです。資金面で非常に困つておるようですから他の方法によつても資金の調達について骨折つてやらなければいかんと思ひますが、その場合にも、やはり抵当物件の設定ということについては、工場財団式に關係の財産を、やはり一括してその抵当に入れるというのには當然で、新聞社等も工場財団になつておられますから、それらと同じようにしてこれという要望をこの委員會から法務委員會に宛てて、これはむしろ公文でも要望書を出しておいたらいいか。

だらうと思つたのです。○水橋藤作君 これはまあ新谷委員の言われる通り、私も絶対賛成もし、又努力もしなければならんことですが、これは見通しとしてはどうですか。○委員長(鈴木恭一君) 法務委員會のほうでもこの問題の陳情を受けておるようでありまして、今のところそういうふうな修正もいたしてもよろしいというふうに私は法務委員長とは打合せしております。なおこの問題が参議院に参りまして問題になりましたら、この問題は、実は衆議院のときには、この問題が余り具体的に進行しておらなかつた。衆議院の電通委員會もその必要を認めておりました。衆議院のときはその修正はしなかつたけれども、参議院のほうで考慮されるならば、衆議院としてはその修正を呑むという風にやぶさかでないというのを電氣通信委員長から私のところにも、話が参つております。○水橋藤作君 それでは結構ですが、形はどういうことに……申入といふことにしますか。これはまあ決議してどうというところではあります。やら、やはり文書でも善処方を委員長に一任して早速その法案が審議中、審議に遅れない前にその手続をとつて頂きたいと思ひます。○委員長(鈴木恭一君) 山田先生は……○山田節男君 いいですよ。○委員長(鈴木恭一君) それでは電氣通信委員長から法務委員長に宛てて公文で出したいと思ひますが、ここに手許にございすので、これを讀んで見ます。當委員會は民間放送事業の財政的基礎の安定に資するため、その放送事業設備を最も有効且つ便宜な方法で担保となし得るよう工場抵当法を左記のごとく修正することについて貴委員會の格段の御配意を望むものである。記、といたしまして第一條第二項、營業のため電氣又はガスの供給の目的に使用する場所をこれを工場と看做すを、營業のため電氣若しくはガスの供給又は放送の目的に使用する場所をこれを工場と看做すに改める。これを法務委員長に至急提出したいと思ひます。○山田節男君 文句ですがね。放送事業、放送事業といふことは、将来テレビジョンもできるものと見なければならん、これが民間放送になるか、国营になるかわかりませんが、これはラジオ放送と、それからテレビジョン放送ですか、そのほかにもあるかどうか知りませんが、放送という中に、ラジオ放送とテレビジョン放送が含まれたいです。字句の点において、将来更に又加えるとか、訂正する必要があるに、若しテレビジョンも含まれるような意味に修正されれば将来変える必要がないからいいのじやないかと思ひます。○委員長(鈴木恭一君) 放送といふ文字は、この前有線放送のときにもいろ

いる議論もあつたのでありますが、放送法の第二條の第一号の定義によつて無線放送ということが明らかなんでありまして、そして現在テレビジョンもこの定義の下で我々はテレビジョンを定義いたしておりますので、テレビジョンというものもこれに含まれると解釈いたしております。

○山田節男君 含まれればいいですし、法的に。

○委員長(鈴木恭一君) さよう取計らいます。

○水橋藤作君 最初のほうの字句ですがね。該当に入ることでもできるというふうにあれしたほうがいいように思うのですが、もう一遍読んで下さい。

○委員長(鈴木恭一君) これは、工場抵当法の第一條はですね。結局物品の製造若しくは加工又は印刷若しくは撮影の目的に使用する場所、こうなつております。それが工場に属する機械、器具、土地又は家屋と一緒に抵当に供することができるように……。

○水橋藤作君 それはわかりました。

○委員長(鈴木恭一君) 第二項に、嚴格の意味の製造、加工、印刷とかいうふうなことがないものですか、営業のため電気又はガスの供給の目的に使用する場所は工場と看做すと……。

○水橋藤作君 それはいいのです。

○委員長(鈴木恭一君) そこでそれを営業のため電気若しくはガスの供給又は放送の目的に使用する場所はこれを工場と看做す、第一項の規定で供し得るということになつてゐるのですから、それであつたの御趣旨の通りになつております。

○水橋藤作君 その次です。

○委員長(鈴木恭一君) それじや前文

のほうを……当委員会は民間放送事業の財政的基礎の安定に資するため、その放送事業設備を最も有効且つ便宜な方法で担保となし得るよう工場抵当法を左記のごとく修正することについて貴委員会の格段の御配意を求め……。

○水橋藤作君 適当にできるということですね。なし得るということだから必ずするということ意味じやないのですね。

○委員長(鈴木恭一君) そうです。

○水橋藤作君 それじや結構です。

○委員長(鈴木恭一君) それではこれより本日の議題に入ります。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案、以上を一括して議題といたします。この法律案は昨十七日に衆議院におきまして可決、直ちに本院に送附せられ、本委員会に正式に付託と相成つた次第であります。

○新谷實三郎君 若しできれば審議の便宜上この前に私から要求しておいたのですが、電波、電気通信両方に跨つて行政協定の実施に伴つていろいろ細目の話し合いを今政府は進めておるのだらうと思うのですが、駐留軍の軍事的目的からはどういふ事項を要求されておるか、又それが今どういふふうな段階に交渉がなつておるかというのを詳しく御説明を聞きたいと思ふのですが、この法律案に載つてない事柄で

いろ／＼我々考えられる問題があるのですから、これは場合にによりましてこの会議を秘密会にされても私は結構だと思ひます。

○委員長(鈴木恭一君) 前回におきまして新谷委員から政府委員に対して資料の要求がございました。只今新谷委員から御発言のような内容であつたのでありますが、これにつきましては秘密会で説明申上げたいということを開係当局から事務局まで申出がございました。従つてこれから秘密会を開いて説明を聴取いたすかどうかお諮りしたいと思つておつたのですが、如何いたしましうか。

○委員長(鈴木恭一君) それではこれより秘密会に入ります。なお秘密会におきましては速記をつけるかつけないか、その点について……。

○水橋藤作君 ちよつとその前に、私はあえて秘密会を拒むものじやありませんが、国会といたしましてはやはり所管官庁として交渉過程を率直に国会に披露してお話しても、あえて秘密会でなくとも勇敢に国会に報告をされる腹がまえが必要じやないか。今日もうすでに議和條約も締結され、今日あえてそこに遠慮する必要がないかと思ひますが、今回はそういう申入があればこれもいいと思ひますが、あえてこれからは遠慮なしに十分に向うの言われること、こつちの言ふことも遠慮なしに言える立場に立つて今後のいろ／＼な問題の交渉に當つて頂きたい。こういうことを要望するわけなので、今日の秘密会をあえて反対いたしませんで頂きたいというのを要望いたしま

して、今日の秘密会に賛成いたします。

○委員長(鈴木恭一君) 水橋委員のお説御尤もだと思ひます。ただ本件につきましては今なお予備作業班でいろいろ交渉中にも属しておるかと思われま

すので、さよう取計らいたいと思ひます。速記は如何いたしましうか。

○新谷實三郎君 それは結局政府側で速記をつけてもかまわんということであればそれでよろしいが、恐らく駐留軍の問題で、速記があると公表することになるので困るのじやないかと私は思ふのだが……。

○委員長(鈴木恭一君) それでは速記をつけないで秘密会に入ります。速記をとめて下さい。

午後二時十六分速記中止

午後四時九分速記開始

○委員長(鈴木恭一君) 速記を始めて下さい。それでは秘密会を閉じまして本日はこれにて散会いたします。

午後四時十分散会

四月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案(予備審査のための付託は四月三日)

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案(予備審査のための付託は四月九日)